

昭和五十六年総理府・農林水産省・建設省令第一号

農住組合法施行規則
農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）、同法第十一條において準用する土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）、農住組合法施行令（昭和五十六年政令第二百七十号）及び同令第六条において準用する土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の規定に基づき、並びに農住組合法を実施するため、農住組合法施行規則を次のように定める。

第一条 農住組合（以下「組合」という。）は、農住組合法（以下「法」という。）第九条第一項の規定により交換分合計画につき認可を受けようとするときは、法第十一條において準用する土地改良法第九十九条第三項に掲げる書面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第九条第一項の同意があつたことを証する書面、法第十一條において準用する土地改良法第一百二条第二項ただし書（法第十一條において準用する土地改良法第二百四条第二項及び第百七条において準用する場合を含む。）の同意があつたことを証する書面、法第十一條において準用する土地改良法第二百二条第三項ただし書（法第十一條において準用する土地改良法第二百四条第二項及び第百七条において準用する場合を含む。）の同意があつたことを証する書面、法第十一條において準用する土地改良法第二百二条第三項ただし書（法第十一條において準用する土地改良法第二百四条第二項及び第百七条において準用する場合を含む。）の同意があつたことを証する書面及び同項後段の同意があつたことを証する書面。

二 組合の地区及びその周辺の土地利用の状況を表示した図面。

三 交換分合計画において権利を設定し、又は移転することとされている農地（住宅地等へ転換するためには、権利を設定し、又は移転することとされている市街化区域内農地を除く。）に係る次に掲げる事項を記載した書面。

イ 権利を取得しようとする者又はその世帯員等（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第二項に規定する世帯員等をいう。以下この号において同じ。）が現に所有し、又は法第十条第一項に規定する使用収益権（以下「使用収益権」という。）を有している農地の面積及びこれらの者が権原に基づき現にその耕作又は養畜の事業に供している農地の面積。

ロ 権利を取得しようとする者が、個人である場合にあつては権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその耕作又は養畜の事業に従事している状況及びこれらの者が当該事業につきその労働力以外の労働力に依存している状況、法人である場合にあつてはその法人のその耕作又は養畜の事業に係る労働力の状況。

ハ 権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその耕作又は養畜の事業に供している農機具及び役畜の状況。

四 交換分合計画において住宅地等へ転換するために権利を設定し、又は移転することとされている市街化区域内農地に係る次に掲げる書類。

イ 当該農地の住宅地等への転換後の利用目的及び転換時期並びに転換に係る事業又は施設の概要を記載した書面。

ロ 当該農地を住宅地等へ転換することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要を記載した書面。

ハ 当該農地が土地改良区の地区内にある場合には、その土地改良区にその農地を住宅地等へ転換する旨の通知をしたことを証する書面。

二 当該農地を住宅地等へ転換する行為が都市計画法（昭和四十三年法律第二十九条第一項の許可を受けることを必要とするものである場合には、その行為につきその許可を受けたことを証する書面）

第一条 法第十一條において準用する土地改良法第九十九条第五項の規定による公告は、同項の規定により総覽に供すべき書類の名称及び総覽の期間及び場所を都道府県（地方自治法（昭和十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十第二項の中核市においては、当該指定都市又は中核市。次項において同じ。）の公報に掲載して行うものとする。

2 法第十一條において準用する土地改良法第九十九条第十二項の規定による公報は、都道府県の公報により行うものとする。

（都道府県知事に対する異議の申出についての土地改良法施行規則の準用）

第二条の二 農住組合法施行令（以下「令」という。）第六条において準用する土地改良法施行令第七十二条の五の異議の申出については、土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五条第七十二条から第十七条の三までの規定を準用する。この場合において、同規則第十七条の二及び第十七条の三の規定中「農林省令」とあるのは「農林水産省令・国土交通省令」と、第十七条の二第一号中「農林水産大臣」とあるのは「農林水産大臣及び国土交通大臣」と読み替えるものとする）

（交換分合計画）

第三条 法第九条第一項に規定する交換分合計画は、計画書及び計画図を作成して定めなければならない。

2 前項の計画図は、組合の地区、組合の地区に市街化区域外の土地が含まれる場合においては当該地区に係る市街化区域、町又は字の区域、法第七条第二項第三号の交換分合（以下「交換分合」という。）をすべき土地の区域、交換分合をすべき毎筆の土地の位置、形状及び地番並びに一団の住宅地等及び一団の営農地等の位置を表示したものでなければならない。

（交換分合計画の定め方）

第四条 法第十一條及び令第五条の規定により読み替えて準用する土地改良法第一百一条第二項の農林水産省令・国土交通省令で定める処分の制限がある土地は、民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）、人事訴訟法（平成十五年法律第二百九号）、国税徵收法（昭和三十四年法律第二百四十七号）その他の法律の規定により処分の制限がある土地とする。

第五条 法第十一條において準用する土地改良法第二百二条第二項の規定による総合的な勘案は、当該所有者が取得すべきすべての土地及び失うべきすべての土地の用途及び地積並びに同項に掲げる事項に基づいて評定した当該所有者が取得すべきすべての土地及び失うべきすべての土地の等位についてしなければならない。

2 法第十一條において準用する土地改良法第二百四条第二項及び第百七条において準用する同法第二百二条第二項の規定による総合的な勘案には、前項の規定を準用する。

（取得すべき土地を定めない場合の申出又は同意）

第六条 法第十条第一項前段の規定による申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。

一 申出者の氏名又は名称及び住所。

二 当該申出に係る土地の所在、地番、地目、用途及び地積。

三 当該申出に係る土地について使用収益権を有する者がある場合においては、その者の氏名又は名称及び住所並びにその権利の表示。

2 組合は、法第十条第一項前段の規定による同意又は同項後段の規定による同意を求めるには、当該同意に係る土地の所在、地番、地目、用途及び地積を記載した書面によらなければならぬ。

（書類の送付に代わる公告）

第七条 法第十一條において準用する土地改良法第二百十二条の規定による公告は、交換分合をすべき土地の属する市町村の事務所の掲示場に五日間送付すべき書類の要旨を掲示してしなければならない。

2 前項の書類は、公告をした日から十日間当該事務所において総覽に供しなければならない。

（測量又は検査の通知）

第八条 法第十一條において準用する土地改良法第二百十八条第一項の規定による通知は、立入りの目的、場所及び期日を示してしなければならない。

法第十一條において準用する土地改良法第百十八條第三項の規定による公告は、立ち入るべき土地の属する市町村の事務所の掲示場に五日間前項に掲げる事項を掲示してしなければならない。

(損失補償の裁決申請手続の様式)

第九条 令第六条の規定により読み替えて準用する土地改良法施行令第七十四条の農林水産省令・国土交通省令で定める様式は、別記様式とする。

(農地利用規約の認定申請手続)

第十条 組合は、法第十三条第三項（令第八条第六項において準用する場合を含む。）の規定により農地利用規約につき認定を受けようとするときは、認定申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 組合の定款及び事業基本方針

二 法第十三条第一項又は令第八条第二項に規定する申出のあつたことを証する書面

三 営農地区及びその周辺の概況図

2 前項第三号の概況図は、営農地区及びその周辺の土地利用の状況並びに用排水その他の状況を表示し、並びに営農地区的面積を記入したものでなければならない。

（農地利用規約を変更した旨の届出）

第十二条 組合は、令第八条第三項の規定により農地利用規約を変更した旨の届出をしようとするときは、変更の期日及び理由を記載した届出書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 令第八条第二項に規定する申出のあつたことを証する書面

二 変更前の農地利用規約に係る法第十四条第一項に規定する農地利用契約を締結した者がある場合

（農地利用規約を廃止する旨の届出）

第十三条 組合は、令第八条第四項の規定により農地利用規約を廃止する旨の届出をしようとするときは、廃止の期日及び理由を記載した届出書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 令第八条第一項に規定する申出のあつたことを証する書面

（電磁的方法）

第十二条の一 法第十八条第三項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る

2 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十二条の三 法第三十七条第四項の主務省令で定める方法は、前条第一項第二号に掲げる方法とする。

(電磁的記録)

第十三条 法第四十二条第四項の主務省令で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記録したものとする。

(定款変更の認可申請手続)

第十四条 組合は、組合の地区に係る定款の変更について法第四十八条第二項に規定する認可を申請しようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第四十八条第一項の規定による総会の議決を経たことを証する書面

二 組合の地区的面積、飛び農地の面積、法第六十条第一号に規定する「一团の市街化区域内農地等の面積及び組合の地区内の市街化区域内農地等の合計面積を記載した書面

三 組合の地区的概況図

四 新たに組合の地区となるべき区域内の土地に法第六十八条第二項第一号に規定する飛び農地が含まれる場合においては、次に掲げる書類

イ 当該飛び農地について所有権又は使用収益権（以下「所有権等」という。）を有する組合員等が、組合の地区内にある市街化区域内農地（飛び農地であるものを除く。以下この号及び第十七条第七号において同じ。）において当面営農を継続することを希望していることを証する書面

ロ イに規定する者が当該営農を継続することを希望している組合の地区内にある市街化区域内農地とおおむね同等の地積を有する組合の地区内にある土地（飛び農地であるものを除く。）について所有権等を有する者が、当該飛び農地を住宅地等として利用することを希望していることを証する書面

ハ その他必要な事項を記載した書面

六 新たに組合の地区となるべき区域内の土地に法第六十八条第二項第一号に規定する飛び農地が含まれる場合においては、次に掲げる書類

イ 当該飛び農地に関し交換分合が行われることが予定されていることを証する書面

ロ 当該交換分合により、飛び農地について所有権等を取得すべき者が、当該飛び農地を農地等として利用することを希望し、又はこれに同意していることを証する書面

ハ 当該交換分合により、飛び農地についての所有権等に替えて組合の地区内の土地（飛び農地であるものを除く。）について所有権等を取得すべき者が、当該土地を住宅地等として利用することを希望し、又はこれに同意していることを証する書面

二 当該交換分合により、飛び農地について所有権等を有する者が、当該所有権等に替えて飛び農地の区域内の他の土地について所有権等を取得しないことを証する書面

七 新たに組合の地区となるべき区域内の土地に市街化区域外の土地が含まれる場合においては、次に掲げる書類

イ 当該土地（農地以外の土地を除く。）に關し交換分合が行われることが予定されていることを証する書面

ロ 当該交換分合により、市街化区域外の土地について所有権等を取得すべき者が、当該土地を農地等として利用することを希望し、又はこれに同意していることを証する書面

ハ 当該交換分合により、市街化区域外の土地についての所有権等に替えて市街化区域内の土地について所有権等を取得すべき者が、当該土地を住宅地等として利用することを希望し、又はこれに同意していることを証する書面

二 当該交換分合により、市街化区域外の土地について所有権等を有する者が、当該所有権等に替えて市街化区域外の他の土地について所有権等を取得しないことを証する書面

（総会の議事録）

第十五条 法第五十条の三の規定による総会の議事録の作成については、この条の定めるところに記録しておかなければならぬこととする。

2 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は組合員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二 総会の議事の経過の要領及びその結果

三 総会の議長及び総会に出席した理事又は監事の氏名又は名称
四 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名又は名称
(事業基本方針に定めるべき事項)

第十六条 法第六十四条第一項第二号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第七条第一項第一号に掲げる事業の完成予定期

二 組合の事業に要する費用の概算額

(農業団体等に対する事業基本方針の送付等)

三 総会の議長及び総会に出席した理事又は監事の氏名又は名称

四 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名又は名称

(事業基本方針に定めるべき事項)

五 法第六十五条第一項第一号に掲げる事業の完成予定期

六 組合の事業に要する費用の概算額

(創立総会の議事録)

七 組合の事業に要する費用の概算額

(創立総会の議事録)

八 組合の事業に要する費用の概算額

(創立総会の議事録)

九 組合の事業に要する費用の概算額

(創立総会の議事録)

十 組合の事業に要する費用の概算額

(創立総会の議事録)

十一 組合の事業に要する費用の概算額

(創立総会の議事録)

十二 組合の事業に要する費用の概算額

(創立総会の議事録)

十三 組合の事業に要する費用の概算額

(創立総会の議事録)

十四 組合の事業に要する費用の概算額

(創立総会の議事録)

十五 組合の事業に要する費用の概算額

(創立総会の議事録)

十六 組合の事業に要する費用の概算額

(創立総会の議事録)

十七 組合の事業に要する費用の概算額

(創立総会の議事録)

十八 組合の事業に要する費用の概算額

(創立総会の議事録)

十九 組合の事業に要する費用の概算額

(創立総会の議事録)

二十 組合の事業に要する費用の概算額

(創立総会の議事録)

二十一 組合の事業に要する費用の概算額

(創立総会の議事録)

ハ 当該交換分合により、飛び農地についての所有権等に替えて組合の地区内の土地(飛び農地であるものを除く。)について所有権等を取得すべき者が、当該土地を住宅地等として利用することを希望し、又はこれに同意していることを証する書面

二 当該交換分合により、飛び農地について所有権等を有する者が、当該所有権等に替えて飛び農地の地区内の他の土地について所有権等を取得しないことを証する書面

三 当該交換分合により、市街化区域外の土地について所有権等を有する者が、当該土地を農地等として利用することを希望し、又はこれに同意していることを証する書面

四 当該交換分合により、市街化区域外の他の土地について所有権等を取得しないことを証する書面

五 当該土地(農地以外の土地を除く。)に関する交換分合が行われることが予定されていることを証する書面

六 当該交換分合により、市街化区域外の土地について所有権等を有する者が、当該土地を農地等として利用することを希望し、又はこれに同意していることを証する書面

七 当該交換分合により、市街化区域外の他の土地について所有権等を取得しないことを証する書面

八 当該交換分合により、市街化区域外の土地についての所有権等に替えて市街化区域内の土地について所有権等を取得すべき者が、当該土地を住宅地等として利用することを希望し、又はこれに同意していることを証する書面

九 当該土地(農地以外の土地を除く。)に関する交換分合が行われることを希望していることを証する書面

第十九条 発起人は、法第六十七条第一項に規定する認可を申請しようとするときは、定款及び事業基本方針並びに事業計画を認可申請書と共に提出し、かつ、当該認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 発起人が組合の地区となるべき区域内の市街化区域内農地について所有権を有する者であることを証する書面

二 法第六十五条第三項の規定による創立総会の議決を経たことを証する書面

三 法第六十六条第二項の規定により農業団体等が意見を述べたときは、その概要を記載した書面

四 組合の地区的面積、飛び農地の面積、法第六十条第一号に規定する一団の市街化区域内農地等の面積及び組合の地区内の市街化区域内農地等の合計面積を記載した書面

五 組合の地区的概況図

六 法第六十六条第五項の規定により設立の同意を申し出た者の氏名又は名称並びにこれらの者が組合の地区内の土地について有する権利の種類及び当該権利の目的となる土地の面積を記載した書面

七 組合の地区に法第六十八条第二項第一号に規定する飛び農地が含まれる場合においては、次に掲げる書類

イ 当該飛び農地について所有権等を有する者で設立の同意を申し出たものが、組合の地区内にある市街化区域内農地において当面営農を継続することを希望していることを証する書面

ロ イに規定する者が当面営農を継続することを希望している組合の地区内にある市街化区域内農地とおおむね同等の地積を有する組合の地区内にある土地(飛び農地であるものを除く。)について所有権等を有する者が、当該飛び農地を住宅地等として利用することを希望していることを証する書面

ハ その他必要な事項を記載した書面

八 組合の地区に法第六十八条第二項第一号に規定する飛び農地が含まれる場合においては、次に掲げる書類

イ 当該飛び農地に関し交換分合が行われることが予定されていることを証する書面

ロ 当該交換分合により、飛び農地について所有権等を取得すべき者が、当該飛び農地を農地等として利用することを希望し、又はこれに同意していることを証する書面

等として利用することを希望し、又はこれに同意していることを証する書面

八 組合の地区に法第六十八条第二項第一号に規定する飛び農地が含まれる場合においては、次に掲げる書類

イ 当該飛び農地に関し交換分合が行われることが予定されていることを証する書面

ロ 当該交換分合により、飛び農地について所有権等を取得すべき者が、当該飛び農地を農地等として利用することを希望し、又はこれに同意していることを証する書面

この省令は、農地法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年十二月十五日)から施行する。

附 則 (平成二十八年三月三一日農林水産省・国土交通省令第四号)

この省令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則（令和元年九月一日農林水産省・国土交通省令第三号）

この省令は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則（令和元年一二月一六日農林水産省・国土交通省令第四号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和三年八月三一日農林水産省・国土交通省令第三号）

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

別記様式（第9条関係）

（略）